

訪問看護ステーション 中条愛広苑

一瞬 一瞬、人生によりそう



医療法人

愛 広 会

在宅で療養されているすべての方が住み慣れた自宅で、安心して、さらに豊かに生活できるようお手伝いいたします。
訪問看護の教育を受けた専門の看護師、リハビリスタッフがご自宅までお伺いし看護、リハビリを行います。



こんなときはお気軽にご相談ください。

家庭での医療処置が必要な方

チューブの交換や傷の手当て・注射など、医師の指示に基いて、ご家庭で医療処置を行います。

家庭で看護・介護が必要な方

床ずれの予防や手当て・排尿や便のお世話・身体の清潔など、看護全般を行います。

家庭での介護が大変だと感じている方

在宅療養では、介護する方も、心身ともに疲れてしまいます。そんなときはまず、私たちにご相談ください。

自宅で最期の時を過ごしたい方

終末期には様々な身体的、精神的症状が出現します。利用者様、ご家族様ともに心安らかに納得のいく時が過ごせるように支援します。

リハビリを継続したいが通院が困難な方

リハビリ専門スタッフが、利用者様の身体機能の評価を行い、ご家庭でのリハビリを指導します。



対象となる方

要介護認定を受けている方、または一定の障害・病状がある方で、かかりつけ医が訪問看護を必要と認めた方がご利用になる事ができます。

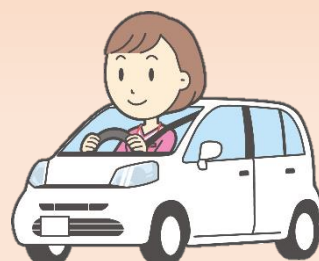
営業日・営業時間

営業日時：土曜、日曜日、祝日を除く日

8：45～17：30

(営業日、営業時間以外もお気軽にご相談下さい)

※当ステーションは24時間連絡がとれる体制をとっています。



料金

介護保険でご利用の場合

訪問時間により基本料金が異なります。

医療保険でご利用の場合

各種保険の自己負担額をご負担頂きます。

- * 基本的に週3日以降のご利用は出来ません。
(ただし一部病名により日数の制限がない場合があります)
- * 原則として介護保険での利用が優先されます。利用者様の状態により、かかりつけの医師より医療保険での利用が指示された場合や病気の診断名によっては医療保険が適用になる場合もあります。
- * 介護保険、医療保険の適応についての詳細は担当者にお尋ねください。

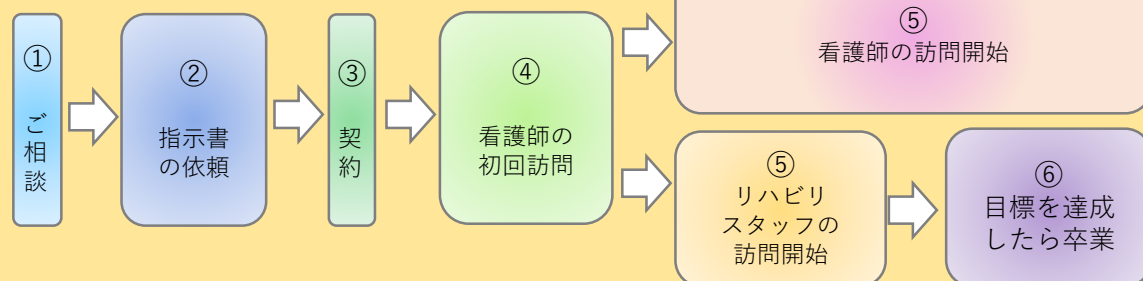
回数

介護認定で要支援・要介護と認定された方はケアプランに基づいて訪問回数が設定されます。

要介護認定に該当しない方で訪問看護利用を希望される方は週3回まで利用されることがあります。(病気や症状により、週4日目以降も利用できる場合があります)

* 一回の訪問はおよそ30分～90分ですが、状況により変動することがあります。

利用開始までの流れ



* 看護師のみの訪問

* リハビリスタッフの訪問

主なサービス内容

サービスは訪問スタッフがご本人様・ご家族様と話し合いながらかかりつけ医やケアマネージャーなどと連絡をとり看護計画を立ててすすめていきます。

病状の確認

血圧、脈拍、体温測定
健康状態の観察
栄養、食事摂取のケア
療養環境の整備

リハビリテーション

拘縮予防、可動域訓練
マッサージ、ストレッチ
筋力強化、歩行訓練
自主訓練法指導
生活動作、介護指導

医師の指示による 管理・処置

医療機器やカテーテル等の管理
床ずれなど創部の処置
服薬管理・指導
かかりつけ医による処置・検査

ご家族様への支援

病状、介護、日常生活
に関する相談、支援
精神的支援
介護者の健康管理
介護用品に関する相談

終末期看護

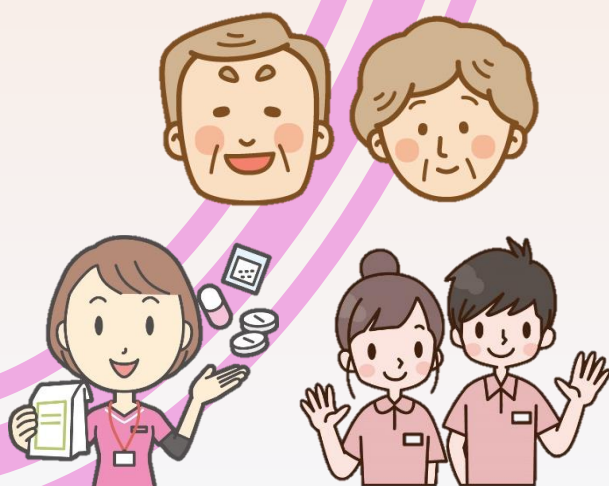
苦痛の緩和、清潔ケア
精神的支援
主治医との連携
ご家族様への精神的援助
死後の処置

認知症の看護

生活リズムの取り方
悪化防止、事故防止の支援
社会参加への相談

療養上のお世話

清潔、排泄のケア
食事介助、指導
食生活に対する援助
寝たきり、床ずれ予防
日常生活自立の支援



訪問エリア

胎内市全域、村上市（坂町、荒川）方面
詳細はご相談ください。



医師との関係

かかりつけの医師の指示のもと、連携をとりながら訪問看護を行なっています。
かかりつけの医師はどこの病院、クリニックの医師でも結構です。
かかりつけの医師がいない場合も、お医者様の紹介や助言など、さまざまなご相談をお受けいたします。



緊急時の連絡体制

当ステーションは24時間緊急の連絡・対応がとれる安心のサポート体制をとっております。緊急時や困ったときはお気軽にお電話ください。



サービス利用にあたって

訪問看護をご利用になる場合は、主治医が交付する訪問看護指示書が必要になります。

介護認定を受けておられる方はもちろんの事、介護認定を受けていない方も訪問看護サービスを受ける事が出来ます。

私たちは専門家です。個人のプライバシーはきちんと守りますので、安心してお気軽にご相談ください。

サービスをご利用いただく場合は、居宅介護支援事業所、主治医、病院のケースワーカー等にお問い合わせください。

その他、サービスの詳細につきましては訪問看護ステーション中条愛広苑でも承りますので、お気軽にお問い合わせください。

療法士によるリハビリテーション

訪問看護によるリハビリは看護師の業務の一環です。
リハビリは専門職である理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が代行して実施します。

在宅で訪問看護によるリハビリが必要なケース

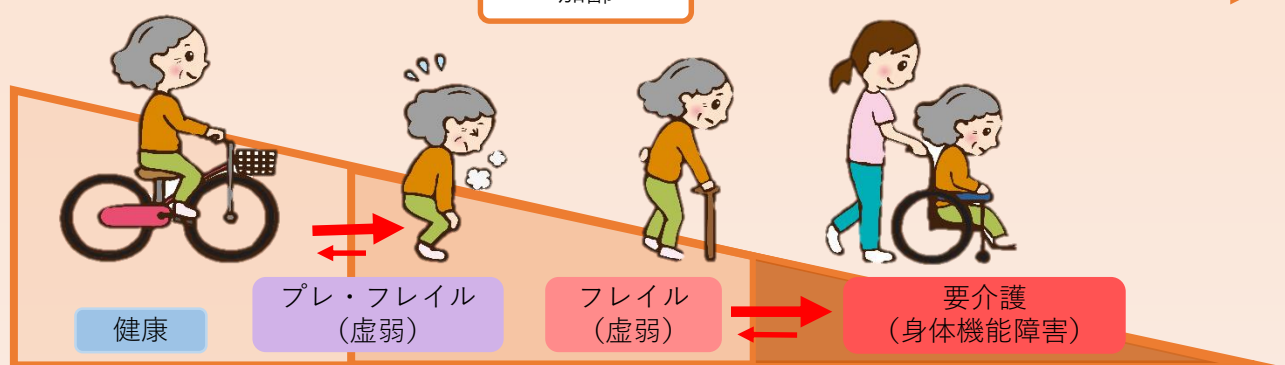
近年、フレイルやサルコペニアの予防が厚生労働省や医師会でも話題になっています。軽介護者でも運動機能の低下により、リハビリの対象となる方は多くいらっしゃいます。

病気を発症されて入院された場合、退院直後では生活混乱期もあり、退院から途切れることのない支援が必要なケースも多いです。また、神経難病の方も出来るだけ早期から関わらせていただくことで、運動機能の低下を予防していく事ができます。

訪問看護ではリハビリ目的のご利用の際でもリハビリ職員による訪問と看護師の訪問があります。持病やお薬の疑問、体調不良等の相談も可能で安心して在宅生活を送ることが出来ます。「以前できていたことができなくなった。」など些細な変化でも一度、ご相談ください。

フレイルとは？

加齢



生活習慣予防

介護予防
早期介護予防型

自立支援に向けた
多職種協働

虚弱期のケアシステムの確立
医療・介護・住まいも含めた
ケアシステム

○リハビリテーション
○口腔ケア
○栄養管理

○地域包括ケア・在宅療養の推進
○医療介護連携の総合的な提供
○生活の質 (QOL) の重視

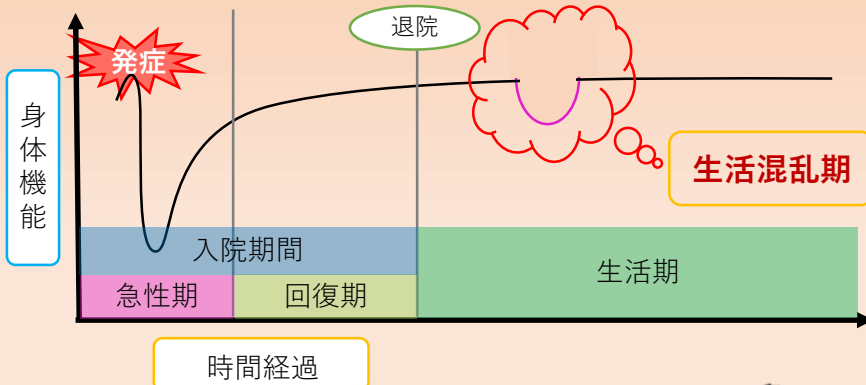
健康長寿の三本柱



運動・栄養・社会参加が健康を維持していく三本柱です。それぞれをバランスよく取り入れていく事で運動機能を維持し、在宅での生活を継続するポイントになります。

利用者様の身体機能に合った運動をしっかりと継続でき、嚥下や栄養状態を改善していくことで社会参加に繋がっていくことが出来ます。また社会参加にはコミュニケーションがとれることも一つ重要です。予防介護・介護状態の利用者様では訪問看護でのリハビリを利用でき、理学療法士・作業療法士が身体機能に合った運動を提案し、言語聴覚士が摂食や嚥下について指導、コミュニケーションが取りにくい方には言語訓練をすることが出来ます。

退院後の生活混乱期とは？



生活混乱期とは？

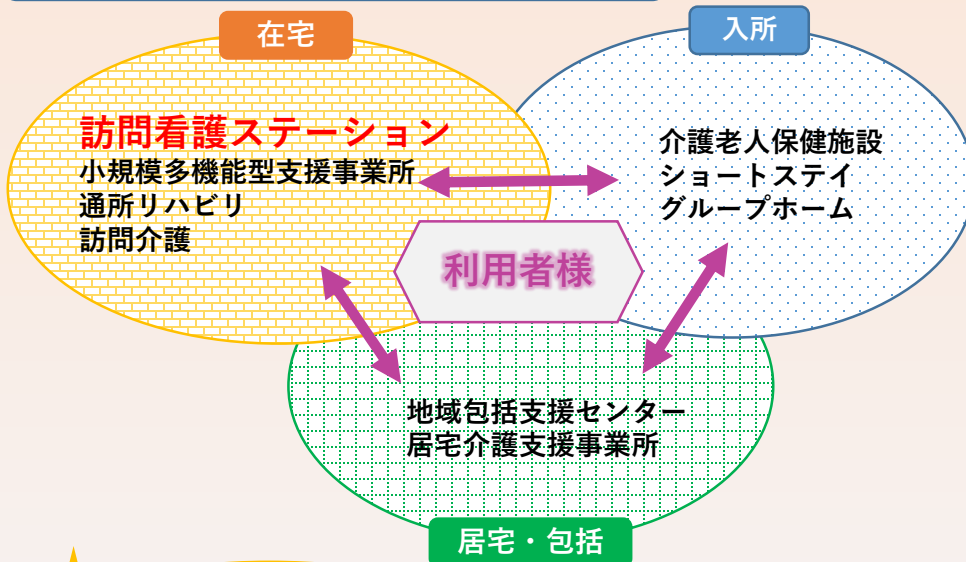
入院中は毎日リハビリを行い、運動機能を維持できているものの、退院後には環境の変化や運動を行わずに日に日に運動機能が低下し、入院中にはできたことが再び困難になってしまうことがあります。退院直後から途切れない支援が必要です。

在宅でのリハビリテーション



在宅でのリハビリは入院中のリハビリとは頻度も内容も異なります。訪問の際に利用者様の運動機能を評価し、在宅の生活を円滑に進めることができるように具体的な目標設定を行い、リハビリを実施します。ご自分でトレーニングを実施できるように自主トレーニングや環境調整を行います。また、運動機能の向上を図るため、必要に応じて関節可動域練習、筋力強化練習、ストレッチ、リラクゼーション、基本動作練習、日常生活動作練習、日常生活周辺動作の練習、歩行練習、屋外歩行練習、摂食・嚥下訓練、口腔ケア、言語訓練など様々な練習を通して包括的に生活の質の向上を目指します。運動習慣が付き、目標を達成したら卒業も含めて検討していきます。

中条愛広苑で提供できるサービス



神経難病での症状の進行や身体の状態・運動機能・介護度・生活状況など、必要に応じて連携を取り、一貫して継続したサービスの提供を行う事ができます。

訪問時の感染対策

マスク・ゴーグル・エプロン・グローブなどコロナ禍で、必要に応じて感染対策を行いながら訪問を行います。職員は勤務前の検温、体調観察、定期的な換気と物品の消毒などを徹底しています。
*新型コロナウイルス感染症の発症・濃厚接触者となった場合はリハビリはお休みとなります。

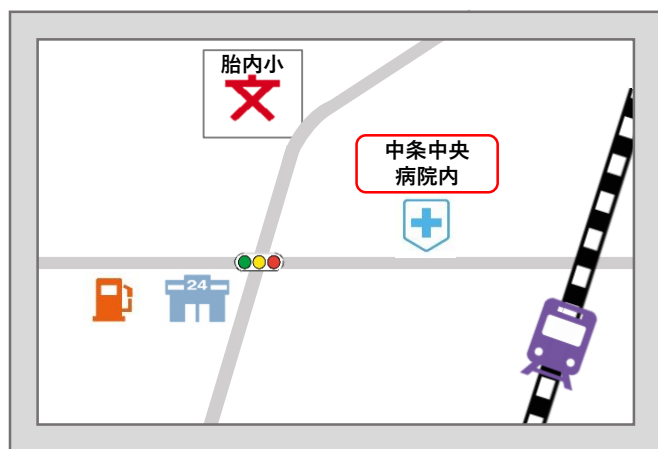


お申し込み、お問い合わせは

訪問看護ステーション 中条愛広苑

住所：〒959-2656
新潟県胎内市西本町12-1
(中条中央病院 内)
代表番号：0254-28-7222
FAX番号：0254-28-7268

アクセス



訪問看護ステーション 中条愛広苑

住所：〒959-2656
新潟県胎内市西本町12-1
(中条中央病院 内)
代表番号：0254-28-7222
FAX番号：0254-28-7268